

第一回スマート保安官民協議会 ガス安全部会

1. 日時・開催方法

日時：令和2年12月25日（金）13時30分～15時30分

令和3年2月10日（水）16時00分～17時00分

開催方法：オンライン開催

2. 出席者

①部会構成員

- ・ 一般社団法人 日本ガス協会 技術ユニット長 安藤広和
- ・ 東京ガス株式会社 執行役員 導管ネットワークカンパニー 副カンパニー長兼導管部長
今井朋男（12/25・2/10 代理：増山陽平）
- ・ 東邦ガス株式会社 執行役員 導管ネットワークカンパニー 導管企画部長
柴田喜充（2/10 代理：西崎俊広）
- ・ 大阪ガス株式会社 理事 ネットワークカンパニー 中央保安指令部長 下茂貴博
- ・ 電気事業連合会 工務部長 菅弘史郎（2/10 代理：佐川平）
- ・ 一般社団法人 全国LPガス協会 保安・業務グループ グループマネージャー
高木裕則
- ・ 日本瓦斯株式会社 専務執行役員 エネルギー事業本部長 吉田恵一

②オブザーバー

- ・ 一般社団法人 日本コミュニティーガス協会
- ・ 一般財団法人 日本ガス機器検査協会
- ・ 日本ガスメーター工業会
- ・ 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室
- ・ 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

③事務局

経済産業省 産業保安グループ ガス安全室

3. 配布資料

議事次第

- 資料1 構成員等名簿
- 資料2 ガス分野におけるスマート保安について
- 資料3-1 都市ガス事業におけるスマート保安アクションプラン案（日本ガス協会）
- 資料3-2 ガス導管事業におけるスマート保安の取組み事例紹介（東京ガス株式会社）
- 資料3-3 ガス導管事業におけるスマート保安の取組み事例紹介（東邦ガス株式会社）
- 資料3-4 ガス導管事業におけるスマート保安の取組み事例紹介（大阪ガス株式会社）
- 資料3-5 LPガススマート保安の取組み（全国LPガス協会）
- 資料3-6 電気・ガス・水道の共同検針に向けた取組状況について（電気事業連合会）

4. 議事内容

○冒頭、月館経済産業省ガス安全室長から以下の通り挨拶。

- 大阪で、都市ガス分野では 2015 年以来となる死亡事故が発生した。今回意見交換するスマート保安を通して、保安力を向上する必要がある。熱心な議論をお願いしたい。

○続いて、経済産業省ガス安全室が、資料 2 を用いてガス分野におけるスマート保安について説明。その後の議論の要旨は以下の通り。

安藤広和 日本ガス協会 部会構成員

- 資料の p6 の左下にある、規制の総点検は非常に重要と認識している。都市ガス業界のスマート保安を進めていくうえで、規制とスマート保安は裏表の関係であるため、規制の見直しは重要な要素と考えている。先般、規制の見直しに関する意見募集において、73 項目の要望をしている。要望に対しては、2020 年 12 月を目途に各項目の結論を得て、可能なものから迅速に具体的な見直しの手続きを実施する予定となっていたと認識しているが、状況や見直しについてご教示いただきたい。

経済産業省 ガス安全室

- 提出いただいた要望に対する規制の見直しについて、現在具体的な対応策について取りまとめを行っており、年内には回答する予定となっている。具体的な規制見直しについては、その後適切に対応していきたい。

○続いて、部会構成員が、資料 3-1～3-6 を用いてガス分野におけるスマート保安の取組について説明。その後の議論の要旨は以下の通り。

高木裕則 全国 LP ガス協会 部会構成員

- ガスの可視化など、都市ガス業界の取り組みは参考になる。LP ガス分野においても利用可能な技術について、メーカー等に確認していきたい。

安藤広和 日本ガス協会 部会構成員

- スマート保安は規制見直しと密接に繋がっていると思っている。これに関して、今の状況の説明とお願いをしたい。

12/25 の会合以降、我々から提出した産業保安に関する規制の見直しに関する意見要望への回答をガス安全室からいただき、また「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会」の下に、新たに産業保安基本制度小委員会が設置され、電力、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガスの 4 法について規制体系の在り方を横断的に検討していこうとする大きな流れがあったと思う。我々の検討ともいい意味で関連していくものと思っている。

今後、スマート保安の規制に関わる部分は、法令レベルは新たな小委員会において、省令から告示レベルは既存のガス安全小委員会の中で、具体的に議論されていくものと認識している。

保安や安定供給において一番密接にかかわる技省令の解釈例については、既に性能規定化さ

れて 20 年経過するが、事業者は解釈例によらない検査手法を法定検査に導入するなどの対応をしてこなかった。今回ガス安全室からは、各社において適宜新技術を活用して欲しいということや、現行法令は性能規定化されているため柔軟に対応可能であるということを回答いただいている。

まずはガス事業者が自ら判断して新技術を導入していく仕組みを作り、次のステップか同時並行で、例えば大阪ガスの発表にあった漏洩検査における可視化カメラや車載型の検知システム等の、かなりニーズが高く幅広く普及が見込まれる新技術に対して業界の自主基準化を行いすぐにでも法令検査で使えるような環境を作っていく。幅広く定着した後は、場合によっては適宜解釈例に載せてもらい、193 社あるガス事業者の多くが活用する。このような大きな流れは 20 年前の性能規定化の際にもあったが定着しなかったので、もう一度作っていくという方向感でよいのか、官民で認識合わせをしたい。

- 様々な有効な技術が出てきていると思う。スマート保安における規制緩和は省力化・効率化だけではなく、保安力を高める方法でもあると、先日の保安・消費生活用製品安全分科会で委員から意見があった。いい技術を、保安力を高めながらどのように導入していくのかが、これからの課題と思う。これまでの通り技省令に明確に記載するのか、柔軟性を持って事業者の自主的な取り組みにゆだねるのかは、議論があると思う。最近で言うと、技省令の解釈例に鋼管のニッケルの成分が書いてあるために、JIS の変更に伴って後から取り込む必要があった。新技術が使えるようになった場合にそのまま規制に取り込めるような仕組みにすると、スピード感があってよいのではないかと思うが、これから議論させていただきたい。皆様が取り組んでいるスマート保安の技術について、有効性を示すデータの取得をどのように行いながら、どのようなタイミング・スケジュール感を持って規制の見直しをしていくか、ご相談させていただきたい。【経済産業省 ガス安全室】

吉田恵一 日本瓦斯株式会社 部会構成員

- 電気事業連合会からの発表にあったスマートメーターの共同利用について、かなりの家庭にあるスマートメーターを共同で利用することには社会的なコストの合理化の面で興味深く、意義があると思っている。一方で、スマートメーターのコストは各社で託送原価に織り込んでおり、大きい電力会社では年平均で 300 億円程度をこの数年託送原価に織り込んで回収も進んでいる。仮に、ガス事業者や水道事業者がスマートメーターを共同利用した場合、コストのシェアや既に回収した分をどうするのかについて、どのように考えられているか。今後の課題にもなると思う。

経済産業省 ガス安全室

- 日本ガス協会から発表のあった、アクションプラン案(資料 3-1)の p. 11 にある「遠隔化による、O&M 業務の省力化・省人化」と、「通信の活用による遠隔漏えい把握」では、具体的にどのような技術を用いる想定であるか。
 - 「遠隔化による、O&M 業務の省力化・省人化」について、現在小さいガスサテライト基地が全国に約 150 ヶ所あるが、設備的には LNG のタンクがあり気化して熱量調整させるというシンプルなものである。現在ルール上はガス主任技術者が配置とされるがこれを

廃止し、既に操作を遠隔化できる装置があるので、これを活用・補強して遠隔操作で対応していくことを考えている。「通信の活用による遠隔漏えい把握」については、スマートメーターとセットで考えている。現在もマイコンメータで微小漏洩検知ができるが、これを遠隔化して、現地に行かなくても微小漏洩等を把握、検知することを考えている。保安の高度化につながると思う。【安藤広和 日本ガス協会 部会構成員】

安藤広和 日本ガス協会 部会構成員

- 都市ガスがLPガスと大きく違う点は、道路にガスパイプを敷設していることと考えている。現在都市ガスのネットワークは約26万kmあり、延長や更新の活動をしているが、道路を占有させてもらうにあたり、道路側の規制に対応しながら実施している。今後、工事の担い手が減っていく中で、工事のAI化や点検でのドローン活用などの他業界の技術を水平展開しようとしているが、他省庁の規制や通達、ガイドラインといった所にも規制緩和のサポートを頂きたい。

○続いて、次回の部会参加者について確認を行った。

○最後に、今後の予定等について経済産業省ガス安全室より以下のとおり発言した。

- 次回はLPガス事業者2社と、日本瓦斯様にご発表いただく。また、アクションプランをどのように纏めていくかについて皆様と議論したい。

お問合せ先

産業保安グループ ガス安全室

担当者：石津・堀越

電話：03-3501-4032

FAX：03-3501-1856

以上